

建築物の地震に対する安全性に係る認定 必要書類について

S56 年 5 月 31 日以前に着工（耐震診断を実施する場合）（要領第4条2項）	
ケース	認定に必要な書類
共通書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定申請書(正本・副本)(省令別記第 13 号様式) ② 木造の構造部分の状況(省令別記 6 号様式) (※木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の場合) ③ 添付図書一覧表(別記第 1 号様式) ④ 省令第 33 条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 ⑤ 外観写真 ⑥ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条第1項又は同法第 18 条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し ⑦ 建築物状況確認書(要綱第7条第1項第2号 別記第 1 号様式) ⑧ 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類
耐震診断を行った場合 (診断で耐震性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 耐震診断結果表(別記第 2 号様式) ⑩ 耐震診断の評価書の写し(要綱第7条第1項第1号) (神戸市耐震診断結果報告書、共同住宅耐震精密診断事業または特定建築物耐震化助成事業の補助金の交付があったことを確認できる書類に代えることができる(要綱第7条第4項)) ⑪ 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 ⑫ 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類
耐震改修を行った場合 (改修で耐震性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 耐震診断結果表(別記第 2 号様式) ⑩ 耐震改修計画の評価書の写し(要綱第7条第2項) (神戸市または兵庫県の耐震改修工事補助(一般型に限る、居室耐震型は除く)の補助金の交付があったことを確認できる書類に代えることができる(要綱第7条第5項)) ⑪ 耐震改修計画の設計者の資格が確認できる書類 ⑫ 耐震改修の設計者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 ⑬ 耐震改修工事を行った部分に関する工事実施確認書 (要綱第 7 条第2項 別記第2号様式) ⑭ 要綱第7条第2項の改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類

時刻歴応答計算検証建築物で超高層建築物(高さ60m超)・免震建築物以外のもの	⑨ 38条認定の写し
--	------------

S56年6月1日～H19年6月19日に着工 (新耐震基準に適合(耐震関係規定に不適合)の場合) (要領第4条3項)	
認定に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定申請書(正本・副本)(省令別記第12号様式) ② 添付図書一覧表(別記第1号様式) ③ 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 ④ 外観写真 ⑤ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し ⑥ 建築物状況確認書(要綱第7条第1項第2号 別記第1号様式) ⑦ 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類

H19年6月20日以降に着工(耐震関係規定に適合している場合) (要領第4条1項)	
認定に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定申請書(正本・副本)(省令別記第12号様式) ② 添付図書一覧表(別記第1号様式) ③ 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 ④ 外観写真 ⑤ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し ⑥ 建築物状況確認書(要綱第7条第1項第2号 別記第1号様式) ⑦ 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 <p>※⑤のうち耐震関係規定の施行後の検査済証の写しとそれに係る確認済証の写しは、構造計算書(省令第28条第1項の表の(ろ)項)及び付近見取図、配置図、各階平面図等(省令第33条第1項の表に掲げる図書)に代えることができる</p>